

環境省中部環境パートナーシップオフィス運営会議 設置要綱

1. 目的

中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO中部」という。）は、EPO中部の事業・運営方針、並びに毎年度の事業計画及び事業実施に関して、有識者等に検討・提案を頂き、地域ニーズを踏まえた事業の推進に資するため、中部環境パートナーシップオフィス運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 運営会議は、学識経験者・NPO・企業団体関係者等の有識者、及び中部地方環境事務所から成る委員で構成する。
- (2) 運営会議には、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

3. 任期

委員の任期は原則として2018年度から2020年度までの3年間とする。ただし、委員から辞退の申し出があった場合はこの限りではない。また、任期途中で新たに選任された委員についても同様の取扱いとする。

4. 組織

- (1) 運営会議は、別表の委員をもって組織する。
- (2) 運営会議に座長、副座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、会議を統括し、会議の進行にあたる。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が職務を代理する。
- (5) 座長は、EPO中部の運営に関して運営委員の意見聴取が必要な場合は、EPO中部と相談の上、課題に合わせた運営委員の招集を行うことができる。

5. 会議

- (1) 運営会議は、年2回程度開催する。
- (2) EPO中部運営業務のうち、中部地方ESD活動支援センターに関する業務については、別途設置される中部地方ESD活動支援企画運営会議において検討・提案等を行うものとする。
- (3) 運営会議の議事録は公開する。また、運営会議への傍聴は原則可能とする。

6. 庶務

運営会議の庶務は、EPO中部が運営会議事務局として処理する。

7. 委任

この要領に定めるもののほか、その他会議の運営に関し必要な事項は、運営会議の承認を得た上で座長が定める。

附則

1. この要領は、2018 年 5 月 29 日から施行する。
2. この要領の施行後初めて任命される委員の任期は、施行の日から 2021 年 3 月末までとする。

中部環境パートナーシップオフィス運営会議委員（案）

（注）氏名五十音順、敬称略

氏名	所属	役職
加藤 義人	岐阜大学	客員教授
新 広昭	金沢星稜大学経済学部	教授
田辺友也	認定 NPO 法人まちづくりスポット	専務理事
千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部	教授
中里 茂	のと共栄信用金庫	顧問
松井 真理子	四日市大学総合政策学部	教授
山室 秀俊	NPO 法人長野県 NPO センター	事務局長
山本 哲也	株式会社日本旅行	中部地方創生推進部担当部長